

日本古代の王権と道路

——大和・河内東西道に関して

はじめに

わが国の古代の歴史地理学研究の対象の一つに道路（交通路）があり、近年では多くの研究者によって、とりわけそのルートの復原に関心もたれつつある。歴史地理学の道路の研究とあいまって、考古学の発掘調査によっても、古道の遺構が検出され、古代の交通の実体が徐々に明らかになってきた。

しかし、これらの研究の主たる視点は、中国の唐の制度をモデルとした律令期の駅制のルートの復原に注がれ、その当時の交通路によるネットワークから古代国家の地理的（あるいは地域的）構造を解明しようとするものである。確かに、研究の方法論上のレベルは精緻になり、ローカルな地域についての交通路による情報伝達の方法も具体的に知られるようになったが、律令期以前の王権の交通路

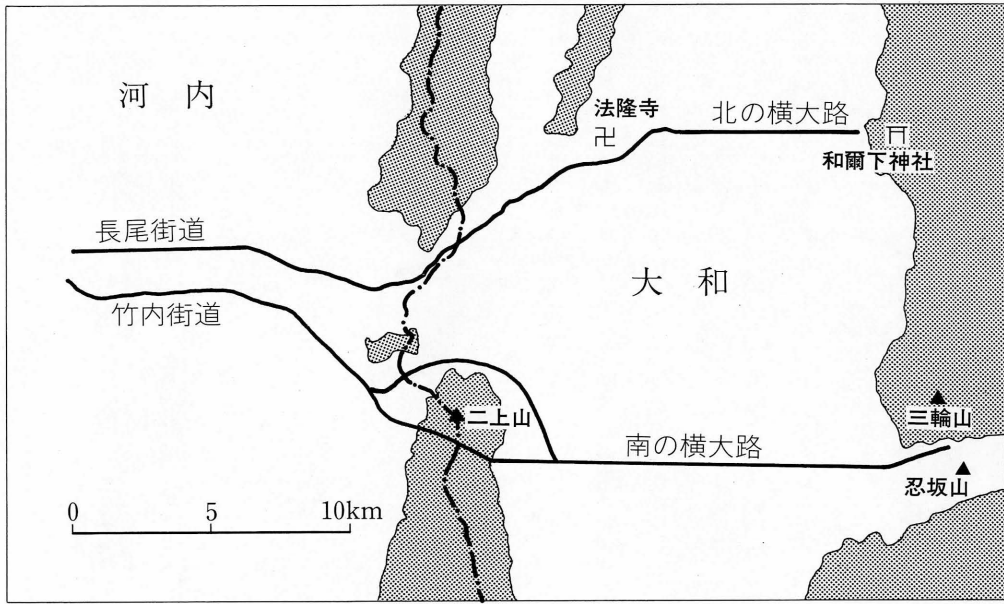
については、十分に検討されてきたとはいえない。王権と交通路の関係は、国家の空間構造の骨格を示し、それは象徴的に国家の基層のある部分を掘り起こす可能性をも秘めている。律令期以前の道路として周知の事例をあげるならば、奈良盆地を斜めに走っていたと考えられる太子道であり、最近では奈良県御所市の鴨神遺跡の発掘調査によって検出された五世紀前半の道路遺構^{〔1〕}は、古代王権と葛城氏との関係をみるてがかりを与えるものとしては注目される。

小稿では、とりあえず大和と河内の古代東西道を取りあげることによって、そこから古代王権の一端を探る作業を試みたい。

一、古代大和・河内東西道についての既往研究の問題点

小稿で対象とする古代の大和・河内東西道は次の二つである（第1図）。その一つは奈良盆地の南、現在の桜井市あたりから東に向

千田 稔



第1図 大和・河内東西道概略図（等高線は200 m）

い、橿原市、北葛城郡当麻町を経て竹内峠を越えて大阪府太子町、羽曳野市から堺市に至るもので、大和側では横大路と、河内においては竹内街道とよばれる。他の一つは、奈良盆地の北、天理市和爾から、西に向い大和郡山市筒井付近を経由し、斑鳩を経由して大和川沿いに、大阪府藤井寺市に出て、松原市から堺市へと通じる道路で、大和側については、今日道路名を伝えないが、斑鳩付近は竜田道と、河内においては長尾街道と称されてきた。ただし、後者の道路については、大和郡山市北西町付近に「横大路」という小字名があるので、便宜的に前者を「南の横大路」、後者を「北の横大路」と筆者などが慣例的に名付けてきたので、ここでもそれに従う。

これら、二本の東西道は、よく知られているように、生駒・金剛山地を横断する付近を除いては、大和側も河内側も平行に走るのであって、明らかに計画的な施工によるものであると解してよい。

ところで、これらの古道についての研究は意外に新しい。一九七〇年に、岸俊男氏は藤原京プランの復原研究との関わりにおいて、大和の古道について論じるが、その注に「大和の古道について詳細に考察した論考は少ない。北浦定政に『大和古道考』があるらしいが未見」と断わることからも、古代王権の中核であった大和の古道について研究者が積極的な関心を示さなかったことは、不思議とさえいえる。

「横大路の創設年代の問題」

小稿の論点は、この大和・河内東西道の創設年代の問題と深く関わっている。それはいわゆる大和王権の地理的基盤を求めることにつながるからである。まず、大和における「南の横大路」の設置された年代について考えてみたい。

史料上の吟味は、岸氏によって尽くされているとみられるので、ここではそれについて、細部にわたって再論する要はない。『日本書紀』にしたがう限り、「南の横大路」は七世紀中葉の壬申の乱の当時に存在していたことは確実とみてよい。

創設年代の推定について、岸氏は次のように考察する。⁽³⁾

(一) 『日本書紀』推古十六年八月条の隋使裴世清入京の記事は、飾騎七十五匹をもって、推古天皇の小墾田宮より北東方にあった海石榴市の術で迎えているとしていることは、難波から大和川の水運を利用したと想定でき、また、『日本書紀』推古十八年十月条の新羅・任那の使節の入京の記事についても、阿斗の河辺館に使人を安置して、この阿斗の河辺館が、かつての大和国式下郡阿刀村ならば、やはり大和川水運によったものとみることもでき、このように水運によって難波から大和に至ったとすれば、「南の横大路」は官道として整備されていなかったためか用いられなかったらしい。

(二) 右にあげた『日本書紀』の記事が史実を伝えたものとする、『日本書紀』推古二十一年条の難波から京に至る大道を置くと

いう記載は注意すべきで、『隋書』倭国伝に日本国王の言葉として「今故清道飾館、以待大使」(今故らに道を清め館を飾り、以て大使を待つ)とあり、また、『日本書紀』白雉四年六月条には、「百済・新羅、遣使貢調物、修治処処大道」(百済・新羅、使を遣して貢調り物^{なてまものなてまつ}献^{とらじどう}る。処処の大道を修治^{つづく}る)と記すように、外国使節の入京が契機となつて、国家の威厳を示すためにも官道の整備が必要となり、古道がしだいに整えられていったものと思われる。

(三) 横大路(「南の横大路」)および上・中・下三道(この南北道である三道については、小稿では直接触れない)の官道としての整備はまず、七世紀初めの推古朝より遡ることはないであろうと推定されるが、そのなかで、横大路(「南の横大路」)と下ッ道に関しては記紀の記載から推定して、奈良盆地を東西と南北に貫通する幹線道路として、古道としては、それ以前からほぼ似た位置に通じていたことも考えられる。

以上が「南の横大路」の創設年代に関する岸説の概要であるが、この説において注意しておかねばならない点は、岸氏は「南の横大路」について、「古道」と「官道」とを意識的に区別し、後者は七世紀初め頃、もともとあった前者を修治して幹線道路としたとみている点であり、その限りにおいて、「古道」の創設時期については、具体的に言及していない。

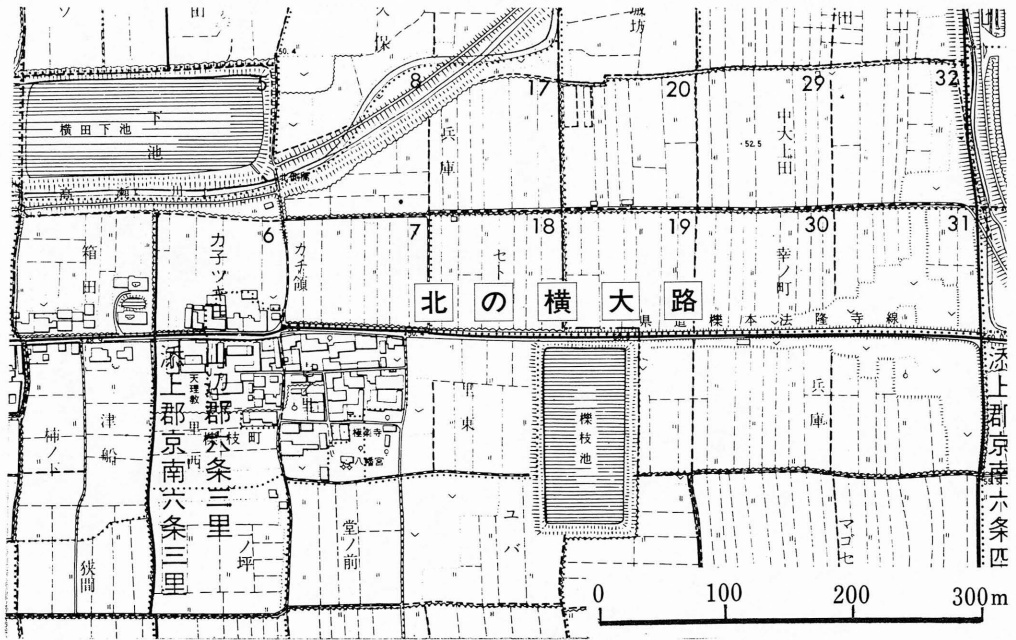
和田萃氏も「南の横大路」について論じている。⁽⁴⁾ その創設年代について、六世紀後半に成立した倉人の分布が、横大路・竹内街道沿いに分布集中すること、欽明天皇の磯城嶋金刺宮の比定地が横大路を経て初瀬谷に至る途中にあることや、敏達天皇の磐余詔語田幸玉宮、用明天皇の磐余池辺双槻宮、崇峻天皇の石村神前宮などが、「南の横大路」付近に存在したことなどから、「南の横大路」や竹内街道の設置は推古朝をさかのぼることは確実であるとする。

これらの説をうけて、筆者は歴史地理学的手法で次のような試論を提起した。⁽⁵⁾ それは「南の横大路」の幅員を地図上で復原する作業にともなうものであり、現在において条里地割が施行されている区域を古代の道路が走っている場合、その本来の道路敷にあたる部分が、条里地割の区画に付加され、条里地割の規格よりも増長された区画として、今日に伝わるといふ、木下良氏が指摘した「条里余剩帯」⁽⁶⁾ を抽出することによってなされたものである。その詳細な作業過程はここでは省略するが、「南の横大路」に沿って「条里余剩帯」が検出され、五千分の一の地図での計測によれば、「南の横大路」の幅員は四十二・五メートルという値をえた。ただ、小稿では、「南の横大路」の幅員を議論するのが、目的ではなく、「条里余剩帯」が指摘できることは、「南の横大路」が、現存の条里地割よりも先行して存在していたという事実を確認することにある。現在に遺存する条里地割の施行年代については、考古学の発掘調査の成果

と史料との差異が議論され決着をみていないが、通説によるかぎり、奈良盆地の条里地割は平城京造営以降であり、それによるならば、「南の横大路」は少なくとも七世紀には存在していたといえる。「南の横大路」の創設年代についての想定は後に論じるが、主たる既往研究は以上にあげたものでおおむね尽きるであろう。

「北の横大路」については、「南の横大路」と比較して研究の成果が乏しい。さきに触れたように「北の横大路」は斑鳩付近では竜田道とよばれたのであるが、これについても史料上の検討は岸俊男氏⁽⁷⁾ や坂本太郎氏⁽⁸⁾ によってなされている。この道路が八世紀以前にすでに存在していたことは法隆寺・法起寺・法輪寺・中宮寺などが集中的に建立されているごとく、大和・河内を結ぶ重要なルートであったことは疑いないと、岸氏は述べる。厳密に古代の竜田道を比定するのは難しいが、その痕跡は今日の斑鳩町の竜田神社の前を走る道路（大坂街道・奈良街道）と考えられ、この道は斑鳩町の東方、富雄川近くで、北に二十度振って直線状となる。この方位のかたむきは、盆地の中央部にのみ遺存する太子道の西に二十度振れる方位に直交するもので、これに関連する方位は、現在の法隆寺周辺や、斑鳩宮の遺構などにも指摘されてきた。筆者は聖徳太子の斑鳩宮・斑鳩寺造営にともなう都城的な都市建設を企図した計画地割とみなした。⁽⁹⁾

そのような地割と関連づけて竜田道をみるならば、その創設時期

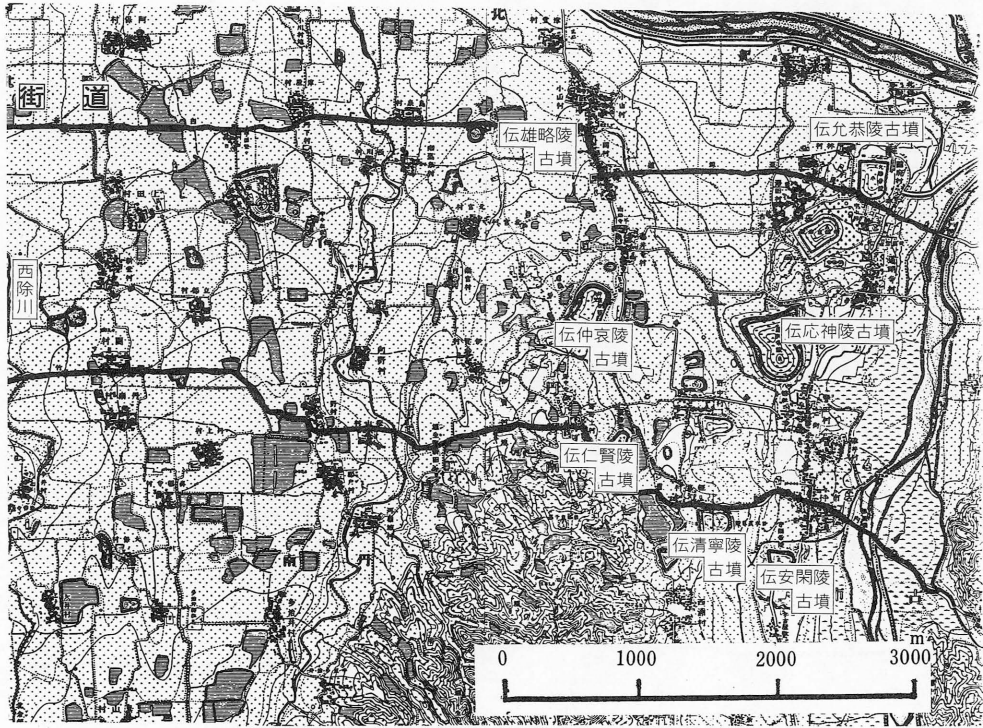


第2図 「北の横大路」と条里地割の関係（大和郡山市櫛枝付近。『大和国条里復原図』による）

は、少なくとも七世紀初頭にまでさかのぼるものとみなされる。
 竜田道は、右にみたように斑鳩付近では、斜行するが、さらに東に向かうと東西道となる。これについても岸氏は次のような解釈をしている。⁽¹⁰⁾

この東西道は下ツ道より東では京南条里区の路東五条・六条の界をなし、西では同じく路西六条と七条の界となっている。従って、この道が奈良盆地に現存する条里遺構に規制していることから、その設定は遺存条里施行以後としなければならないだろう。……私は現存条里遺構を平城京設定後に施行し直されたものでないかともみているので、そのような条里制に則ったこの道もそれ以後と考えざるをえなくなってくる。しかしまたこの道の付近がそれぞれほぼ添上郡と山辺郡、添下郡と平群郡の境界となっているので、位置は現在とは多少相異していたとしても、南の横大路に対して奈良盆地中央部の河川の合流する低湿地を避けて、この付近にいま一つの東西路が古くから存在していたと推定することも可能ではなからうか。

右にいう東西道は現在西の部分は国道二十五号線となり、南北道の国道二十四号線と交わる地点より以東は県道樺本法隆寺線となっている。岸氏の説くところは、今日の国道二十五号線とその延長線にあたる県道樺本法隆寺線は、条里地割の里界線となるので、平城



京以降のもので、それとは別にこの付近に古くから東西路があった可能性を示唆するものであるが、そのルートについては具体的に触れていないので、議論がいささか徹底しない感がある。

筆者は、岸氏が条里地割の界線であるとして、その道路の起源を平城京以前に遡ることを否定したことに対してなお、再検討の余地があるように思われる。第2図に示すように、「南の横大路」で見いだされたような「条里余剩帯」は存在しない。しかし、図にみるように県道樺本法隆寺付近の遺存状態が良好な条里地割についてみると、県道の北に接する里の南北辺の長さが、周辺の里の一辺の長さ一〇九メートルよりも短かく、形態的には、横長の長方形となっている。このことは、奈良時代に条里地割を施行する際に、既存の道路を耕地化しなかったことを示していると考えられる。このような推論が正しければ、「北の横大路」もまた、少なくとも八世紀以前に設置されたと想定でき、斑鳩の古地割との関係からさらに七世紀にはこの道路が存在していたとみることも可能である。

〔河内東西路のルートと両道路間の距離の計測上の問題〕

大和の「南の横大路」は竹内峠（あるいは二上山の北の穴虫峠）を経て河内では竹内街道に、また「北の横大路」は長尾街道につながる。竹内街道、長尾街道という名称はいずれも近世の街道名であり、岸氏は『日本書紀』天武天皇元年七月条に壬申の乱の経緯の記



第3図 長尾街道・竹内街道と伝大王陵古墳（基図は明治18年測量仮製地形図）

事に、大和と河内の境界付近の高安城にあった大海人皇子側の坂本臣財などが得た近江軍の進軍の情報として「会明、臨見西方、自大津・丹比、両道、軍衆多至」(会明の、西の方を臨み見れば、大津・丹比、両の道より、軍衆多に至る)と記されるが、ここにいう大津道と丹比道を長尾街道と竹内街道に比定した⁽¹⁾。大津道を長尾街道にあてる理由は長尾街道に沿って渡来系の氏族である王辰爾一族の津氏の氏神大津神社(羽曳野市北宮)が所在するためであるという。長尾街道を大津道とすれば、丹比道はおのずと竹内街道とみられることになる。この比定に関する岸説に対する足利健亮氏の反論⁽¹²⁾があるが、小稿の目的は、大和の二つの横大路とそれに接続する河内の東西道を考察することにあるので、あえてその問題に触れる必要はない。

岸氏の古道論についての基本的な提起をうけて、河内の東西路の問題も大縮尺の地図について計測することによって展開をみせる。まず、秋山日出雄氏は、以下のように考察する⁽¹³⁾。

竹内街道のルートを、西除川より東、約十三町のところを走る竹内街道を本来のルートと解釈し、長尾街道との間の距離を地図上で計測によって一八〇〇メートルとする。また竹内街道と長尾街道の他に、さらに北を走る東西道である八尾街道をも視野に入れ、八尾街道と長尾街道の間の距離を計測した結果三五八〇メートルとな

るが、この数値は長尾・竹内街道の間の距離、一八〇〇メートルのほぼ二倍と解される。この数値は高麗尺一尺を三六センチ弱とした場合、五千尺と一万尺となり、これらの数値から東西三道の計画性を見いだすことができる。

この秋山説について、筆者が指摘しておきたい点の一つは、竹内街道の原ルート⁽¹⁾の推定の問題である。第3図にみるように近世竹内街道を古代にまで遡れるとした場合、秋山説のように原ルートを想定するには、考古学的な遺構の発見などがなく、かぎりその論拠は十分ではないかと思われるが、だからといって全面的に否定できるものではなく、従来の通説のルートとともに検討していく必要がある。したがって、秋山説において、竹内街道の原ルートに関する仮説が成立しないならば、その仮説に基づく計測は意味をもたなくなることは言うまでもないが、小稿では秋山氏の原ルート説を退けないでおきたい。

もし、秋山氏の竹内街道の原ルートに関する仮説を認めるとしても、道路間の距離を尺で表現するであろうか、あるいは道路の設計について尺という単位でなされるであろうかという疑問が残る。仮に令制にしたがえば、一里は三〇〇歩で高麗尺一五〇〇尺となり、秋山氏のいう高麗尺五千尺、一万尺は里の整数倍とはならないのであるが、むしろこの両道の間隔を令制の尺度によって解釈すべきか

どうかの検討が必要であることもいうまでもない。つまり、河内の東西道の設置時期に関する問題と計測に適用すべき尺度との関連を無視するわけにはいかないことを、秋山説から示唆される。令制で計測値を解釈しないとすれば、どのような尺度が用いられたのか。これについては、後に筆者の説とともに述べてみたい。

服部昌之氏も河内の東西道に言及している。⁽¹⁾氏の説の要点を以下に記す。

難波京の南北正中線、つまり朱雀大路の南への延長線（一部が発掘で検出され難波大道と仮称された）上において、八尾街道と長尾街道の間の距離は三六〇〇メートルと計測できるとする。この数値は秋山氏の計測値三五八〇メートルに近似する。この三六〇〇メートルは一〇六メートル（一町）の三十四倍とみなしうる。八尾街道の一部分摂津・河内国の国境線となるが、西に向かうと住吉神社の南辺に至るので、雄略紀にいう磯齒津道ではないかと想定される。

服部氏は八尾街道を雄略紀の磯齒津道ではないかとする想定案を示したのであるが、仮にこの想定案にしたがい、河内の古道の設置年代を、雄略紀の記述が事実ならば、五世紀末頃にまで遡りうることになる。さらに、当面問題としている長尾・竹内街道も同じ時期とすれば、これら道路間の距離の計測値を令尺に換算することは無

意味であることはいうまでもないが、服部氏が用いた「町」の単位もいつまで遡りうるか吟味する必要がある。

古代の水田地割と尺度の関係についても、岸俊男氏の論究がある⁽¹⁵⁾。岸氏は古代の水田の面積を表示する単位である「代」から「町」への移行をあとづける試みをしているのであるが、その中で木簡などの記載の検討から浄御原令施行期間までなお一般的に「代」による地積表示がなされ、現実的に百代単位の地割が存在していたと考えられるので、『日本書紀』の大化改新詔や白雉三年正月条の町段歩制の記事はのちの造作であるという見解を示した。この岸説によるならば、不用意に「町」という単位で古代の距離を表現することはさけねばならないということになる。ただし、一町という地積は、高麗尺三〇〇尺（後述するように令前高麗六尺 \parallel 一步、したがって五〇歩）を一辺とする正方形（五〇〇代）に相当するので、服部氏の計測値は五〇歩 \times 三十四 \parallel 一七〇〇歩と言え替えることはできる。しかしながら、右に記した令前の尺度の制度は慶雲三年格に

准令、田租一段租稻二束二把以方五尺為歩、歩之内得米一升、一町租稻廿二束、

令前租法、熟田百代租稻三束以方六尺為歩、歩之内得米一升、一町租稻一十五束

と記すもので、浄御原令で代制が施行されているとするならば、「准令」・「令前」の「令」とは大宝令を指しているとしても、「令

前」の上限については不明であり、設置時期が断定できない古道の間隔について適用する尺度は不明といわざるをえない。

長尾・竹内街道に関する足利健亮氏の見解は以下のように要約できる。⁽¹⁶⁾

①西除川の西五―六町付近で、両古道の間を三千分の一の地図上で計測したところ一九〇メートルである。さらに五町分東で測ると一九〇メートルである。

②長尾街道と竹内街道の間には十七の条里の坪がおさまっている。

坪の辺長は畦畔で測って一〇九メートルが標準的なものであるから、両街道の間の距離は坪の辺長の十七倍で、一八五三メートルほどでなければならぬ。ところが、実際上の計測値は一九〇二あるいは一九〇八メートルである。ということは、両街道の間には、標準の辺長よりも長い坪々が若干なりおさまっていることになる。しかし、坪の東西辺長について計測すると平均一〇九・七一メートルとなり、標準的なものとみなしうる。したがって、両街道あたりでは南北方向に長い、つまり長方形の坪が卓越しているという事実を認めざるをえない。

③ところが、一九〇八とか一九〇二という数値はおおよそ一〇六メートルの倍数とみて差し支えない。一〇六メートルは古代尺の長さ（条里の町ではない）一町のことであり、一九〇八あるいは一九〇

二メートルは十八町ということが出来る。しかし一里は五町であること、なぜ里の整数倍（十五町とか二十町）とならないで十八町であるのかという間に答えることはできない。

以上が、足利氏による計測結果にもとづく解釈である。しかし、ここでも足利氏が「町」という単位を用いていることを、服部氏に對してと同様指摘しておかねばならない。十八町という長さは、令前の制にしたがったものならば、やはり五〇歩×十八＝九〇〇歩とっておくのがよいと思われる。さらに、足利氏は一里＝五町であるにもかかわらず、里の整数倍（十五町とか二十町）とならないという疑問を呈しているが、一里＝五町の関係は、一里＝三〇〇歩（二歩＝大尺（高麗尺）五尺、一町＝六十歩）という養老令の規定から導かれるものであるので、竹内・長尾街道が令制の尺度にしたがって設置されていることを前提とするならばその試論に問題はないが、そうでない場合とすれば、一里＝五町の関係は適用することはできないであろう。

以上のような先行研究をうけて、筆者は大和の東西道、つまり北と南の横大路の間の距離を解釈するのに、令前の古い里（一里＝三〇〇歩の関係は令制と同じとして、一步＝高麗尺六尺とするならば、一里＝六三三・六メートルとなる）の存在を仮定した。⁽¹⁷⁾ 試みにこの数値を竹内・長尾街道間の間隔の距離に適用すれば、ほぼ三里とい

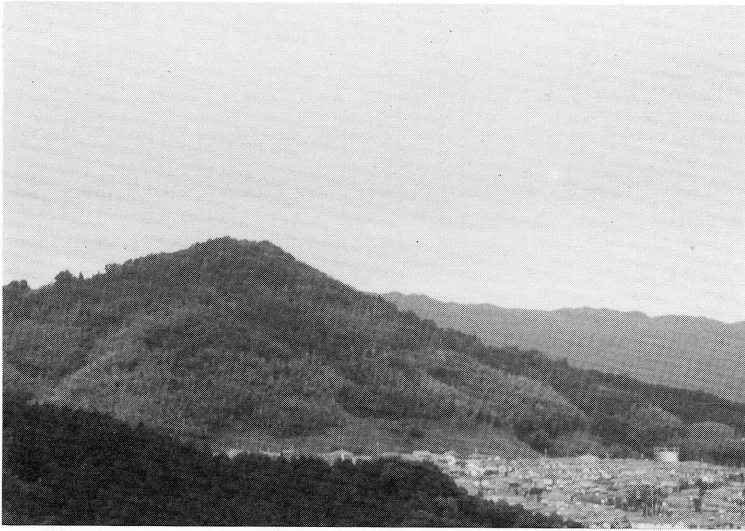
うことになる。ところで、当面問題としている、両横大路間の距離は、五万分の一地形図での計測によると一二、〇三〇メートルとなり、これを先に仮定した令前の古い里、一里＝六三三・六メートルで除すると一八・九八六となる。一八・九八六という値を一九にきわめて近似するものと解することはできるが、十九里という数値の不自然さをぬぐいきれない。

また、金田章裕氏は、条里地割の坪の辺長の計測と長尾・竹内街道との関係から、「長尾・竹内街道に踏襲された直線古道は八世紀前半までには設定されていた」と述べる。⁽¹⁸⁾ 両道が八世紀前半までに設置されていたことに異論はない。小稿で問題にすべきはこれら古道の創設の時期である。

以上に尺度論などから竹内・長尾両街道について検討したが、現段階では明快に説明できる尺度が存在しないということであり、仮に筆者の立場をとった場合、あえていえることは竹内・長尾街道の両道間については説明しえるが、大和の両横大路についてはそれが説得力をもたないのは、両道の間隔の設定において必ずしも計画性をもたなかったことによるのかもしれない。しかし、高麗尺が古墳造営尺として使用された事例を上田宏範氏は古墳時代中期の前方後円墳において説明を試みたことがある。⁽¹⁹⁾ もしこのことが認められるならば、わが国における高麗尺の使用は遅くとも五世紀ごろまでは遡ることができ、小稿の対象としている大和・河内東西道の設置も

その時期ごろにまで設置の可能性の幅をもつてみておく必要がある。
う。

右に縷々述べてきたように、古代の大和・河内東西道の研究は、設置時期、ルートあるいは幅員などの古道の実体の究明に主たる力点がおかれてきた。こうした歴史地理学の立場を仮に景観復原主義



第4図 忍坂山（初瀬川北岸より望む）

とでもよんでおきたい。しかし歴史地理学は単に復原主義にとどまらず、空間的な属性である道を取りあげることによって、例えば古代王権の問題についての語り手となりえないのだろうか。
以下においては、そうした課題を解く手がかりを探ってみるようになるが、論の展開は少なからず大胆となる。

二、道を領しめす神

そこで、あらためて「ミチ」という言葉の語義をたずねてみたい。
『岩波古語辞典』の説明は示唆的である。

ミは神のためにつく接頭語。チは道・方向の意の古語。上代すでにチマタ・ヤマチなどの複合語だけに使われ、またイツチのように方向を示す接尾語となっていた。当時は、人の通路にあたる所にはそれを領有する神や主がいると考えられたので、ミコシヂ（み越路）・ミサカ（み坂）・ミサキ（み崎・岬）などを冠する語例が多く、ミチもその類。

この「ミチ」の語義にしたがうならば、本来「ミチ」は神と深い関わりがあるとしなければならぬ。そのことにいささかなりとも、通じるかもしれないと思われるのは、「通りゃんせ」（わらべうた）の歌詞で、

通りゃんせ 通りゃんせ／ここは どの細道じゃ／天神さま
の 細道じゃ／ちょっと通して下しゃんせ／御用のないもの
通しゃせぬ／この子の七つのお祝いに／おふだをおさめに
まいります／行きはよいよい 帰りはこわい／こわいながら
も／通りゃんせ 通りゃんせ

と、「天神さまの細道」のことがうたわれている点である。「天神さま」に通ずる道のことであろうが、それは「天神さま」の領する道であったのではあるまいか。

道と神の関わりについては、筆者はすでに「南の横大路」において、わずかに言及したことがある。⁽²⁰⁾部分的にはそこで述べたことも再論しながら、考察したい。

早くから、筆者が注目していたのは、「南の横大路」は、桜井市の小西橋あたりで、その方位をやや北に振るのであるが、東西方位をとる直線路を地図上で東に延長線を引くと、ほとんど寸分違わず、万葉歌などで知られている忍坂山（今日の外鎌山）の頂上に達するということである⁽²¹⁾（第4図）。そのような事実を認めたとしても、筆者は古代に道路を設置する際の、技術的な基準点として忍坂山が利用されたと解釈するにとどまっていた。

しかしながら、忍坂山は、『万葉集』に、

隠口の 泊瀬の山 青幡の 忍坂山は 走出の 宜しき山の
出立ちの 妙しき山ぞ あたらしき 山の 荒れまく惜しも

（卷十三—三三三—二）

と「挽歌」としてよまれていることは、この山の「聖性」を示すものであり、同時に「走出の宜しき山」で、かつ「出立ちの妙しき山」と表現されるように、整った山容を讃えられている。実際、この山は初瀬川をはさんで三輪山の南東方にあり円錐形をなし、いわゆるカムナビの山にふさわしい風景をなしている。

忍坂山の麓には忍坂坐生根神社と忍坂山口坐神社があり、いずれも式内社であることから、この山を神体としてきたものとみられる。参考までに、今日の祭神についてみると、忍坂坐生根神社は、スクナヒコナであり、忍坂山口坐神社はオオヤマツミとする。

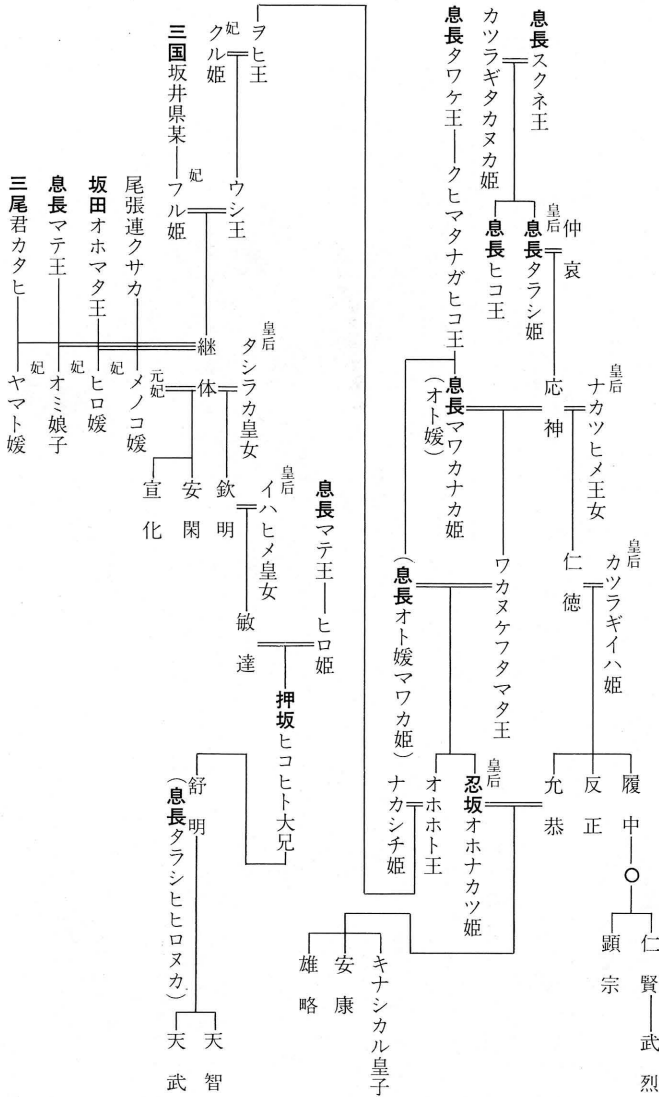
忍坂山の西南麓には、伝舒明天皇陵古墳があり、舒明天皇押坂内陵と治定されているものである。近年その墳丘遺構について宮内庁書陵部の調査報告がなされたので、それにしたがって本古墳の現状について略述しておきたい。

この古墳は「段（壇）ノ塚」あるいは「段（壇）々塚」とよばれ、上円部二段と下方部三段からなっていると従来からみられている。墳丘の長軸は北で東に約十五度振るが、ほぼ南面する。南北の長さ

約七十七メートル、下方部最大幅（東西）約一〇五メートルを計る。上円部の形が今まで八角形とみなされていたが、最近の調査では単純な八角形でないことが判明した。⁽²²⁾ 細部についての報告は省略するが、「その原形は下段から類推して九角形または八角形だと一応考えるにとどめておく」と、報告されている。しかし、九角形という墳形とすれば、その意味するところを解釈しがたく、今日墳形の原

形が定かではないが、伝天智陵古墳、伝天武・持統陵古墳と同様八角形とする通説を小稿ではとりたくない。さもなくば、八角形墳が造られる七世紀代の時代背景から墳形の思想的意味の源流を一貫して道教に求めることが不可能となる。

右のような観点にたつかぎり、伝舒明天皇陵古墳は、舒明陵である可能性は高いと考えてよいと思われる。舒明天皇がこの忍坂に葬られたとするのは、とりもなおさず、その和風諡号が「息長足日広額（オキナガタラシヒヒロヌカ）天皇」とよばれた、かつ舒明の殯には、息長山田公が誄したことから、息長氏の大和における本拠地であったことを想定させる。このことについて平野邦雄氏は系譜関係から次のように考察をする。⁽²³⁾



第5図 息長氏関係系譜（平野邦雄氏による。一部改変）

①第5図の系譜にみられるように、名の上に「息長」と「忍坂」（押坂）を冠した人名がある。息長は近江坂田郡の地名で



第6図 「北の横大路」東端付近と和爾下神社

あるが、忍坂は大和のそれであり、この息長↓忍坂の変化の過程をみると、たとえば允恭紀に、皇后忍坂オホナカツ姫が忍坂宮に居住するが、はじめは「随母在家、独遊苑中」(母に随ひたまひて家に在しますときに、ひとりごとのうち独苑の中を遊びたまふ)とあって、忍坂宮に住む前には母の息長オト媛マワカ姫のもとにいたことになっている。

②敏達天皇の皇女で、押坂ヒコヒト大兄の妃となり、忍坂宮に住み舒明を養育した田村皇女の墓は押坂内墓とよばれ忍坂に営まれたが、敏達後の息長ヒロ姫も忍坂宮に住み押坂ヒコヒトを養育するが、墓は近江の坂田の故地にある。このように息長と忍坂は近江と大和にあって密接な関係を保った。

右に指摘されたように、確かに息長氏における近江の坂田と大和の忍坂との関連は推定できるが、平野氏のいう「忍坂宮」なるものの実体は記紀に記載のないものであって氏によれば息長氏の経営する宮として仮定されたものであるが、ただこれについては、「隅田八幡宮人物画像鏡」(東京国立博物館寄託)の銘文「癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣開中費直穢人今州利二人等取白上同二百早作此竟」における「意柴沙加宮」の解釈の問題とも関連する。しかし、銘文の全体的な解釈については、決めてを欠く諸説⁽²⁴⁾があり、断案がない現状では、「癸未年」について有力になりつつある四四三年説と五〇三年説を考慮しておくにとどめざるをえない。とすれば、小稿としては、「忍坂宮」の存在を五世紀半ばから六世紀の初頭には確実にあったと推定できるといふことにしておくことにしたい。おそらくその頃、「南の横大路」も設置されていたと思われる。それは次に述べる雄略の宮の位置からも想定できらる。

先に紹介した平野氏の見解に加えて、筆者はやはり忍坂の地が息長氏と結びつくことを想定させる理由として、雄略天皇の泊瀬朝倉宮の立地をあげることができると考える。この宮の位置については、近年の発掘調査によって、桜井市脇本遺跡が有力視されつつある。遺構の全貌は明らかになっていないが、五世紀後半の土器をとまなつて大規模な掘立柱建物が検出されたので、筆者はこの遺構のほぼ南に初瀬川をはさんで忍坂山が位置するという地理的な配置が見いだされ、これは筆者が吉野宮（吉野町宮滝遺跡）の南に聖山金峯山を配するのと同じ関係であるとみなすことができる⁽²⁵⁾とした。宮の南に聖なる山を望むという宮の立地についての構図については、すでに考察したように、中国唐の終南山や古代朝鮮の南山に類例がみられるもので、神仙思想と関わりがあるものである。ところで、第5図の系譜からもしられるように、雄略天皇の母は上にみた允恭の皇后忍坂オホナカツ姫であり息長氏の出自である。したがって雄略の宮が忍坂山を意識して造営されたのは、忍坂山が息長氏のおそらく祭祀の対象となっていたことと関係するとみるのが妥当であろうと思われる。

忍坂山を真東にみるように「南の横大路」が造られたとすれば、この道は息長氏に手繰りよせて考えねばならない。「南の横大路」は忍坂山の神の領しめす道なのだ。

次に「北の横大路」に目を転じてみたい。この道も東端へと行く

と現在、和爾下神社（天理市櫛本字宮山）の参道の鳥居の位置に至る（第6図）。和爾下神社の社殿は、鳥居よりやや北東部にあるが、「北の横大路」もまた、この神社との関係で造られたことを十分に想定させる。『延喜式』神名上には大和国添上郡、「和爾下神社二座」とあるうちの一座がこれに比定されるものと思われる。『大和志』には「和爾下神社二座、一座は櫛本村に在り、号して上治道天王という。近隣五村共に祭祀に預る。一座は横田村に在り、号して下治道天王という。十一村共に祭祀に預る」とある。『大和志』にいうように、「延喜式」に記載される二座の和爾下神社の一座が「北の横大路」の東端の櫛本村（天理市櫛本）にあり、他の一座が横田村（大和郡山市横田）にあるものとすれば、後者も「北の横大路」に沿うものであって、この神社が「北の横大路」と密接な関係のあることを示唆するものと考えられる。そのことは「治道天王」という名称が、道の設置を意味していることから想定できる。

和爾下神社は古墳時代中期の前方後円墳の後円部に鎮座するもので、現在の祭神はスサノオ、オオナムチ、クシイナダヒメというように出雲系の神で、本神社は中世には柿本宮と称し、境内に柿本寺跡がある。神社が立地する前方後円墳は、全長一〇五メートルであるが、北東三〇〇メートルの丘陵には東大寺山古墳群があり、古墳時代前期の東大寺古墳からは「中平」銘文の太刀が出土したことで知られている。これら古墳群は地名からみてもワニ氏と関係があ

ると推定され、柿本、櫛本などはワニ氏一族の柿本氏、櫛井氏の本拠地であるとみられるので、和爾下神社はワニ氏によって奉斎されたと考えられる。⁽²⁶⁾

仮に、「北の横大路」が、和爾下神社あるいはそれが立地する前方後円墳を東端に配することを意図したものとすれば、この道の設置は五世紀以降とみるべきであろう。厳密な道路の設置年代については、断案はないが、先に雄略紀の磯鹵津道に関して触れたことを思いおこすと、小稿で対象としている大和・河内東西道も五世紀から六世紀頃にかけての時期（正確な年代ではなく、律令期をかなり遡る時期とでもいうのが現状では正しいかもしれない）に造られた可能性があると考えうる。とにかく、「南の横大路」で指摘した点と同じく、「北の横大路」は、ワニ氏の神の領しめす道であったのではないかと想定してみたい。

「ミチ」という語義に忠実にしたがうならば、奈良盆地の古代の二本の東西道は、まさにそれにならうものであるといえるのではないかと一つ一つの見通しをえることができた。しかし、それは宗教的な問題であると同時に、息長とワニという古代の雄族の祭祀する神であるということは、これら二つの東西道は古代王権という政治的な次元での考察へと導く。

三、東西道と河内の大王墓

「南の横大路」と「北の横大路」は河内の竹内街道と長尾街道に結ばれるのであるが、この河内の東西道に沿うように、大型の前方後円墳が立地する。いわゆる古市古墳群と百舌鳥古墳群とよばれるもので、これらの多くは五世紀代の大王墓と伝承され、記紀や『延喜式』（諸陵寮）からその名をすることができるのであるが、現存する墳墓と被葬者の関係はいうまでもなく不明とすべきである。周知のことであるが、後の説明のためにかく河内（和泉）に造られたと伝承され、かつ五世紀から六世紀初頭までと考えられる大王墓を記紀および『延喜式』（諸陵寮）にしたがって整理すると次のようになる。参考までに宮内庁治定の墳墓名も付記する。

仲哀天皇 [記] 河内恵賀之長江

[紀] 長野陵

[式] 恵我長野西陵（河内国志紀郡）

[現治定墳] 岡ミサンザイ古墳

応神天皇 [記] 川内恵賀之裳伏岡

[紀] 蓬粟丘誉田陵

[式] 恵我藻伏岡陵（河内国志紀郡）

[現治定墳] 誉田山古墳

仁徳天皇 [記] 毛受之耳上原

[紀] 百舌鳥野陵

[式] 百舌鳥耳原中陵 (和泉国大鳥郡)

[現治定墳] 大山古墳

履中天皇 [記] 毛受

[紀] 百舌鳥耳原陵

[式] 百舌鳥耳原南陵 (和泉国大鳥郡)

[現治定墳] 石津丘古墳

反正天皇 [記] 毛受野

[紀] 耳原陵

[式] 百舌鳥耳原北陵 (和泉国大鳥郡)

[現治定墳] 田出井山古墳

允恭天皇 [記] 河内之恵賀長枝

[紀] 河内長野原陵

[式] 恵我長野北・陵 (河内国志紀郡)

[現治定墳] 市ノ山古墳

(安康天皇)

雄略天皇 [記] 河内之多治比高鷲

[紀] 丹比高鷲原陵

[式] 丹比高鷲原陵 (河内国丹比郡)

[現治定墳] 高鷲丸山古墳・平塚古墳

清寧天皇 [記] 蚊屋野之東山

[紀] 河内坂門原陵

[式] 河内坂門原陵 (河内国古市郡)

[現治定墳] 白髪山古墳

(顯宗天皇)

仁賢天皇 [記] 記載なし。

[紀] 殖生坂本陵

[式] 殖生坂本陵 (河内国丹比陵)

[現治定墳] ボケ山古墳

(武烈天皇)

(繼体天皇)

安閑天皇 [記] 河内之古市高屋村

[紀] 河内旧市高屋丘陵

[式] 古市高屋丘陵 (河内国古市郡)

[現治定墳] 築山古墳

いまさら断わるまでもなく、右にあげた天皇のうち実在性について疑われるものもあるし、その墳墓についても今日まで正確に伝わるものは皆無である。したがって以下の試論はあくまでも伝承によらねばならないのだが、まず、注意したいことは右の伝天皇陵古墳がいずれも、竹内・長尾街道に沿って立地することである。このこ

とは、天皇陵の位置が道と関係つけて理解できることを推測させる。
いま、これらの天皇の皇后あるいは妃に注目したい。

①仲哀天皇……皇后は、その実在性はともかくも神功皇后で息長タ
ラン姫。

②応神天皇……妃は息長マワカナ姫とワニ氏に出自するミヤヌシヤ
カ娘。

③仁徳天皇……妃のヤタ皇女は応神とミヤヌシヤカ娘との間に生ま
れた女。

④履中天皇……(後述)

⑤反正天皇……皇夫人は、ワニ氏の系統をひく大宅臣祖コゴトの女
ツノヒメ

⑥允恭天皇……皇后は忍坂オホナカツ姫。

⑦雄略天皇……母に允恭皇后オホナカツ姫。妃は春日和珥臣フカメ
の女オミナキミ。

⑧清寧天皇……(後述)

⑨仁賢天皇……皇后は春日オホイラツメ皇女、妃は和珥臣ヒツメの
女アラキミノイラツメ。

⑩安閑天皇……皇后は春日ヤマダ皇女。

右にみたように、履中天皇と清寧天皇を除く八名の実天皇について
は、いずれも息長氏かあるいはワニ(和珥・春日・大宅)氏に出自
する皇后か妃をもつと伝わる。もともと両氏は外戚氏族として勢力

をもったのであるが、これら両氏に関わる天皇の陵墓が、竹内・長
尾街道に沿った地域にあったと伝えられてきたことは、小稿ですで
に指摘したように、これら二本の東西道が、その東端にそれぞれの
氏族が奉斎する神を配したことと少なからず関連するものと想定し
たい。

右にあげた天皇のうち、履中天皇は仁徳天皇とその皇后カツラギ
ノイハノ姫との間に生まれ、皇妃のクロヒメはカツラギノツツヒコ
の子であるアシダノスクネの女であり、清寧天皇については后妃の
伝承がなく、母はカツラギノツツラの女、カラヒメでいずれもカツ
ラギ氏との関係であるとする。このカツラギ氏について、第5図の
系譜にみられるように、息長スクネ王とカツラギタカカ姫との婚
姻伝承があり、両氏の間に関係があるとすれば、履中・清寧陵の伝
承も河内東西道にそってあったことが首肯できる。

例えていうならば、河内東西二道の周辺は、息長・ワニ両氏の政
治的「磁場」をおびた空間であったと想定することができる。その
「磁力」の発する場は奈良盆地の東端にあったのであるから、河内
の大王墓から、河内王朝の存在を説くことにはより慎重でなければ
ならない。

おわりに

いったい、息長氏とワニ氏には外戚氏族以外にどのような民族的

特質があったのだろうか。

記紀の断片的な伝承からそれを語ることは難しいが、『古事記』
 応神段の息長氏の系譜伝承において、前にも述べた息長タラシ姫
 (神功皇后)の母にあてられていたカツラギのタカヌカヒメは、新
 羅の王子で日本に渡来したと伝えるアメノヒボコの後裔と位置づけ
 ている。このことから多くを論じることを慎まねばならないが、一
 方、豊前の宇佐神宮と関係が深く、秦氏の同系氏族赤染氏によって
 宮司職が相伝された香春神社(福岡県田川郡香春町)の三祭神の一
 つがカラクニオキナガオオヒメオオマ(辛国息長大姫大目)命であ
 ることは、息長氏と辛国、つまり古代朝鮮半島との関係を示唆する。
 『延喜式』神名帳に、辛国息長大姫大目命神社とあり、『三代実録』
 貞観七年二月条に辛国息長比咩神とあることから、香春神社の主神
 であると考えられる。『豊前国風土記』(逸文・「宇佐宮託宣集」)に、
 「昔者、新羅国神、自度到来、住此河原、便即、名曰鹿春神」(昔者、
 新羅の国の神、自ら度り到来りて、此の河原に住みき。便即ち、名
 づけて鹿春の神と曰ふ)とあり、風土記によるかぎり、辛国は新羅
 ということになり、息長氏の原郷は古代朝鮮半島にもとめることが
 できるのではなからうか。

一方、ワニ氏については、「弘仁四年十月二十八日 太政官符」
 からワニ氏の同族、山城の小野臣氏と近江の和迩部臣氏とによって
 鎮魂の儀に猿女を貢上していたことが知られるので、ワニ氏と猿女

公氏と関係があったらしいことが想定される。京都府宮津市の籠神
 社に伝わる「海部氏系図」⁽²⁷⁾には、「始祖彦火明命—三世倭宿禰命—
 孫健振熊宿禰」の健振熊宿禰は、『日本書紀』(神功紀・仁徳紀)、
 『古事記』(仲哀段)にあるワニ臣の祖、武振熊(建振熊命)のこと
 とすれば、籠神社の系譜は海部氏のものであるから、ワニ氏も海人
 族と関係することになる。

猿女公氏が奉斎するサルタヒコは薩南諸島の仮面来訪神の面貌に
 相通じるといふ向山勝貞氏の指摘がある。⁽²⁸⁾とすれば、ワニ氏の原郷
 ははるか南へと想像が飛躍する。ワニという一風変わったこの氏名
 が、鱧のことならば、君島久子氏⁽²⁹⁾が説くように、中国江南地方の龍
 の原形となった鱧のことではあるまいか。そうならば、ワニ氏は江
 南地方へとその渡来の道筋をたどることができるかもしれない。

もとより、憶測の占める部分が多い。しかし、仮に右のように考
 えうる余地があれば、古代王権への視野はより広がりを見せること
 を古道を介して予測させる。

一九九一年に、竹内街道に連なる道路が発掘調査によって発見さ
 れた。それは北から南下する「難波大道」と竹内街道との交点から、
 北西に折れるもので、側溝から六世紀後半代の遺物が検出されてい
 る。この北西に折れた道は報告にしたがうと、住吉の得名津(遠里
 小野遺跡)に達するという。⁽³⁰⁾さらに発掘調査が進展するまで、具体
 的な年代などに触れることはできないが、とにかく、河内東西道が

港湾に結ばれていた可能性が高い。息長・ワニ氏のはるかなる原郷への「海上の道」につながっていたことになりはしないだろうか。そこには豊饒な「王権の海」を想起させる。

注

- (1) 近江俊秀(一九九四)「奈良県鴨神遺跡の道路遺構」(『季刊考古学』四十六)
- (2) 岸 俊男(一九七〇)「大和の古道」(檀原考古学研究所編『日本古文化論攷』吉川弘文館。ただし田村吉永(一九四二)「大和の上中下道及び横大路に就いて」(『大和志』九一五)の論考などがあり、条里制の問題などと関連して論じられてきた経緯はある。
- (3) 岸 俊男(一九七〇)(前掲(2))
- (4) 和田 萃(一九七四)「横大路とその周辺」(『古代文化』二十六一六)
- (5) 千田 稔(一九八三)「横大路とその周辺の歴史地理」(『横大路(初瀬道)』奈良県「歴史の道」調査報告書)奈良県文化財調査報告書第四十一集、後に『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店、一九九一年に所収)
- (6) 木下 良(一九七七)「国府の十字街について」(『歴史地理紀要』十九)
- (7) 岸 俊男(一九七〇)(前掲(2))
- (8) 坂本太郎(一九六七)「大和の古駅」(『末永先生古稀記念古代学論叢』)

- (9) 千田 稔(一九九一)「斑鳩宮についての小考」(『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店)
- (10) 岸 俊男(一九七〇)(前掲(2))
- (11) 岸 俊男(一九七〇)「古道の歴史」(坪井清足・岸俊男編『古代の日本5 近畿』角川書店)
- (12) 足利健亮(一九八五)『日本古代地理研究』大明堂。
- (13) 秋山日出雄(一九七五)「日本古代の道路と一步の制」(檀原考古学研究所編『檀原考古学研究論集 創立三十周年記念』吉川弘文館)
- (14) 服部昌之(一九七五)「古代の直線国境について」(『歴史地理学紀要』十七)
- (15) 岸 俊男(一九七五)「方格地割の検討」(横田健一編『日本書紀研究』八)
- (16) 足利健亮(一九八五)(前掲(12))
- (17) 千田 稔(一九八三)(前掲(5))
- (18) 金田章裕(一九九三)『古代日本の景観』吉川弘文館。
- (19) 上田宏範(一九七〇)「前方後円墳兆域地割の方形化とその背景」(檀原考古学研究所編『日本古文化論攷』吉川弘文館)。
- (20) 千田 稔(一九九五)「石村を見つゝ―舒明朝をめぐる歴史地理学的課題―」(『奈良女子大学地理学研究报告 V』)
- (21) 千田 稔(一九八四)『飛鳥への古道』そしえて。
- (22) 笠野 毅(一九九五)「舒明天皇押坂内陵の墳丘遺構」(『宮内庁書陵部紀要』四六)
- (23) 平野邦雄(一九八五)『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館
- (24) 近年の研究では平野邦雄(一九八五(前掲23))や和田萃(一

- 九八八) 『大系 日本の歴史』 2 (古墳時代) 小学館などがある。
- (25) 千田 稔 (一九九二) 「宮都の選地と宗教的意味」 (『古代日本の歴史地理学的研究』 岩波書店)
- (26) 岸 俊男 (一九六六) 「ワニ氏に関する基礎的考察」 (『日本古代政治史研究』 塙書房)
- (27) 金久余市 (一九八三) 『古代海部氏の系図』 学生社
- (28) 向山勝貞 (一九九〇) 「仮面と神々」 (大林太良 (著者代表) 『隼人世界の島々』 小学館)
- (29) 君島久子 (一九九二) 「因幡のワニ」 (『日中文化研究』 二 勉誠社)
- (30) 森村健一 (一九九四) 「堺市発掘の難波大道と竹ノ内街道」 (『季刊 考古学』 四六)